

## TATE & LYLE 購入条件

### 1.解釈

**T&L 購入条件:TATE & LYLEの購入条件。**

**契約:**これらの T&L 購入条件と、仕様書、契約書、および売主が受諾または実行した注文書を合わせたもの。

**不可抗力事由:**当事者がその義務を履行するのを妨げる、当事者の合理的な制御を超えた事由、状況または原因のこと。

**商品:**売主によって購入される、または売主から買主に供給される契約で合意された商品および/またはサービス（それらの一部を含む）。疑義を避けるため、本 T&L 購入条件内の一部の条項の内容は、製品タイプの商品またはサービスタイプの商品にのみ適用される場合があります。

**買主:**契約当事者である、および/または購入契約に定められた Tate & Lyle グループの他の企業を代表して行動する Tate & Lyle グループのメンバーまたはメンバー。

**注文書:**商品を購入するための買主の標準注文書。

**販売者:**注文書を受諾および/または実行する人、およびその関連会社または共通の管理下にある会社。

**仕様:**当事者間で書面で合意された、買主から売主へ、または売主から買主に提供される商品の仕様書。

### 2.条件の適用

**2.1.**これらの T&L 購入条件は、買主が書面で同意しない限り、売主の他のすべての条件または売主による変更を除外して契約に適用されるものとします。

**2.2.**注文書は、本 T&L 購入条件に従って商品を購入するという買主による申し出です。注文書は、売主による受諾通知、または売主による注文書の全部または一部の履行によって受諾されたものとみなされます。

### 3.商品のバリエーション

**3.1.**第 3.2 条に従い、買主は書面による通知でいつでも数量、デザインまたは仕様、梱包または配送方法、配送場所または配送日付、または契約の履行を変更することができます。

**3.2.**第 3.1 条に基づいて提案された変更が本契約の履行に要する費用または時間を変更する場合、価格は合理的に調整されるものとし、買主が書面で合意しない限り、価格の引き上げまたは期間の延長は行われないことを条件として、引渡時期または履行日に合理的な調整が行われるものとします。

**3.3.**売主は、買主が最後に同様の商品を購入した時以降の、その原材料や製造方法における実際のまたは意図された重大な変更（商品の成分の変更を含む）について、買主に速やかに書面で通知するものとします。

### 4.品質および欠陥

**4.1.**売主は、商品が入手可能な最高のデザイン、品質、材料および仕上がりであり、欠陥がなく、あらゆる点で注文書および仕様書に準拠し、買主の意図する目的に適合することを保証します。供給される商品にサービスが含まれる場合、かかるサービスはあらゆる合理的なスキルと注意を払い、業界のベストプラクティスに従って実行されるものとします。これらの条件に基づく買主の権利は、法定条件および売主によって買主に与えられた追加範囲の保証に追加されるものです。

**4.2.**売主は、商品およびその成分または部品の完全なトレーサビリティを保証するために必要なすべての措置を適用するものとします。

**4.3.**売主は、契約の遵守を評価する目的で、合理的な事前通知に基づいて、通常の営業時間内に、買主が売主の記録、帳簿、および文書を監査およびレビューすることに同意します。違反または不遵守の問題が観察された場合、(i) 売主は同様のものを速やかに是正するものとします。 (ii) 買主は、是正されるまで本契約に基づく履行を一時停止することができます。 (iii) 売主はかかる監査の費用を負担するものとします。

### 5.補償

**5.1.**引き渡し日または契約の履行の完了から、売主は、本契約に基づく売主の義務の違反の結果として又はそれに関連して買主に対して裁判され、買主が負担し又は支払うすべての損失、損害、傷害、費用及び経費（合理的な法律上及びその他の専門的な手数料及び経費を含む）に対して、買主を完全に補償し続けるものとします。

**5.2.**以下の第 6.1 条(c)に基づいて販売者によって提供された交換商品は、上記第 5.1 条の補償の対象となります。

**5.3.**疑義を避けるために付記すると、売主は、納品日から発見日までの潜在的欠陥について買主を補償するものとします。

**5.4.**売主は、契約に基づく義務に関連して売主にサービスを供給または提供する代理店および下請け業者のあらゆる作為および/または不作為に対して直接責任を負い、買主を免責するものとします。

### 6.救済策

**6.1.**買主が有する他の権利または救済手段を害することなく、本契約に従って商品が供給されなかった場合、または売主が本契約の条件のいずれかを遵守しなかった場合、買主は、商品のいずれかの部分が買主によって受け入れられたかどうかにかかわらず、その裁量で以下の救済手段のいずれか1つ以上を受ける権利を有するものとします。

(a) 注文書の全部または一部を取り消す。

(b) 商品（全体または一部）を受け入れず、売主が全額返金を支払うことを基本として、売主のリスクと費用で商品を売主に返品する。

(c) 売主の費用負担で、商品の欠陥を修復するか、交換商品を供給し、契約条件が確実に履行されることを保証するためにその他の必要な作業を実行する機会を売主に与える。

(d) 商品のさらなる配送の受け入れを拒否する。

(e) 商品を契約に準拠させるために必要な作業を売主の費用で実行する。

(f) 別の供給者から代替品またはサービスを入手する際に買主が合理的に負担した費用を売主から回収する。そして

(g) 被った損害を賠償する。

### 7.知的財産の保証と補償

**7.1.**売主は、本契約に基づいて納入される商品、および通常のまたは意図された方法での商品の販売および使用が、特許または著作権を侵害しない、または侵害に寄与しないこと、また他者の企業秘密の権利を侵害しないことを保証します。

**7.2.**売主は、買主、その後継者、譲受人及び顧客、並びに買主の製品の使用者に対し、本商品の使用又は販売を理由として、侵害の主張に基づくすべての請求、訴訟、損失及び損害（合理的な弁護士費用、裁判された費用及び経費を含む）、又は特許若しくは著作権の寄与侵害、若しくは他人の営業秘密の権利の侵害から、防御し、補償し、損害を与えないものとします。

### 8.保険

**8.1.**売主は、第三者および契約上の責任補償（人身傷害および物的損害）および製造物責任補償を含むがこれらに限定されない包括的な賠償責任保険契約を維持し、追加の被保険者として買主を指名し、要求に応じて買主に保険証明書を提供するものとします。売主は、1 回の発生に対して最低 200 万ドルの補償を維持するものとします。

### 9.納入

**9.1.**出荷および配送の取り決めは、注文書に記載されるか、または該当する場合は注文書で INCOTERM によって定義されるとおりに規定されるものとします。注文書に別段の定めがない限り、配達は通常の営業時間内にのみ購入者によって受け付けられるものとします。荷降ろしは、購入者の指示と立会いの下でのみ行われます。商品にサービスが含まれる場合、納品はサービ

スが実行された日、または購入者がサービスの成果物を受け取った日として定義されるものとします。

**9.2.** 売主は、各配送に注文番号、注文日、荷物と内容物の数、部品配送の場合は、配送されるべき残りの残高、および注文書に定められたその他の要件を示す配送メモを必ず添付しなければなりません。

**9.3.** 配達までの時間は重要です。商品が期日までに納品されない場合、購入者は、購入者が有するその他の権利を損なうことなく、第 6 条に規定されている救済策行使することができます。

**9.4.** 買主が分割払いによる納品を受け入れることに書面で同意した場合、本契約は各分割払いに関して単一の契約として解釈されるものとします。しかし、売主が 1 回の分割納品も履行しなかった場合、買主はその選択により、契約全体を拒否されたものとして扱うことができるものとします。

**9.5.** 注文した数量を超えて商品が買主に引き渡された場合、買主は超過分を支払う義務はなく、超過分は売主の責任で負担し、売主の費用で返品できるものとします。

**9.6.** 購入者は、配達後 7 日間の検査期間が経過するまでは、商品を受領したとはみなされません。利用可能な他の救済策に加えて、買主は、検査後、または潜在的な欠陥に気づいてから合理的な期間内に、欠陥商品の返品および交換を要求する権利を有するものとします。

## 10. 権利とリスク

**10.1.** 売主が供給するすべての商品は、支払いまたは配達のいずれか早い方で T&L の所有物となります。売主は配達まで商品の紛失または損傷に対して責任を負い、そのリスクを負担するものとします。

## 11. 梱包方法

**11.1.** 商品は、注文書および/または仕様書に含まれる指示に従って適切に準備、ラベル付け、梱包、およびタグ付けされ、良好な状態で配達場所に届くように売主によって安全に保護されなければなりません。

**11.2.** 本契約に複数の発送および/または異なる目的地が含まれる場合、売主は、別の注文書または買主が発行したリリースに従ってリリースされるまで、いかなる出荷も行わないものとします。

**11.3.** 出荷にリターナブルコンテナが使用される場合、コンテナは売主の費用負担で売主に返却されるものとします。

## 12. 法令の遵守

**12.1.** 供給される商品は、商品が製造され供給される地域を含む必要な許可及び免許を含む、適用される法令及びそれに基づく命令又は規則の関連する要件を全ての点において遵守するものとし、また、仕様書に記載されるものとします。

**12.2.** 売主は、(a) 適用される贈収賄防止法および汚職防止法を遵守し、(b) 賄賂禁止法及び腐敗防止法上の罪となるような活動を行わず、(c) 本契約に関連して受領した不当な金銭的またはその他の利益の要求を速やかに買主に報告します。売主は、適用される反奴隸法および人身売買法を遵守し、(a) 脱税助長罪となるようないかなる活動も行わず、(b) 他の者による脱税の円滑化を防止するための方針及び手続を維持し、(c) 本契約に関連する脱税を容易にするために受領した要求を買主に報告します。

**12.3** 売主は、児童労働、強制労働、団体交渉、環境責任及び持続可能性に関するものを含むがこれらに限定されない、本契約に関連するビジネスを行う全ての法律及び規制、並びに T&L のサプライヤー行動規範 ([supplier-code-conduct-update-april-2023.pdf \(tateandyle.com\)](#) で入手可能) に記載されている基準、期待及び約束を遵守し、更に、本契約が完了するまで遵守し続け、そのサプライヤーに同等の遵守を要求します。

**12.4** 売主も、その取締役、役員、従業員、代理人、関連会社または代表者も、(i) 米国財務省外国資産管理局、国連安全保障理事会、欧州連合、HM の財務省、またはその他の関連する制裁当局 (「制裁」) によって管理または執行される制裁の対象であり

、(ii) 制裁の対象である国または地域に所在、組織、または居住している人物 (「人物」) ではありません。売主は、直接的または間接的に、(i) 制裁の対象となっている国または地域から、いかなる商品も買主に供給しないものとします。または (ii) 制裁対象である、または制裁対象者によって所有または管理されている個人であるものとします。

## 13. 価格

**13.1.** 商品の価格は注文書に記載されるものとし、買主が書面で別段の合意をしない限り、売主が徴収および送金することが法律で義務付けられている税金は含まれないものとし、その他すべての料金が含まれるものとします。

**13.2.** 買主は、価格の変更または追加料金を受け入れないものとします。

**13.3.** 売主は、商品を買主に発送した時点で買主に請求書を送るものとします。請求書には購入者の注文書番号が含まれるものとします。

## 14. 支払い

**14.1.** 買主は、有効で議論の余地のない請求書を受領した後、注文書に記載されている商品の価格を支払うものとします。売主は、商品の納品時に (商品にサービスが含まれる場合は、サービスの完了時に) 提供し、請求します。

**14.2.** 他の権利または救済策を損なうことなく、買主は、売主から買主への未払いの金額を、契約に基づいて買主が売主に支払うべき金額からいつでも相殺する権利を留保します。

## 15. 購入者の財産

**15.1.** 買主が売主に提供した図面、仕様書、データ、または売主が特に本商品の製造または引渡しに使用したすべての図面、仕様書、データに含まれる材料、設備、工具、金型、金型、著作権、意匠権、またはその他の形態の知的財産権は、常に買主の独占的財産 (「**買主財産**」) であり、これに留まるものとします。売主は買主の財産を自己の責任において安全に保持し、買主に返還されるまで売主によって良好な状態に維持され保管されるものとし、買主の書面による指示に従う以外に処分してはならず、またそのような物品は買主が書面で許可した以外に使用してはなりません。

**15.2.** 本契約の履行において、売主またはその従業員、代理人、下請け業者が単独で、または他者と共同で行った発明、発見、技術プロセス、または出願は、買主に開示され、文書化され、買主の単独かつ排他的な財産となります。

## 16. スペアーツおよび製品の製造中止

**16.1.** 売主は、本第16.1条に従って通知を行わない限り、また通知を行うまでは、買主の要求に従い、商品の通常の耐用期間中、公正かつ合理的な価格で、注文書に記載されているものと同じ種類の商品及びその修理又は部品交換のための予備部品を製造することを約束します。売主が本商品または本商品の予備部品の供給者であることを停止を提案する場合、売主は、その停止の少なくとも 180 日前に書面による通知を買主に与えるものとし、買主が合理的に要求する数量の本商品および予備部品を公正かつ合理的な価格で「一回限りの購入」ベースで買主に提供するものとします。

## 17. 守秘義務

**17.1.** 売主は、機密の性質を有し、買主またはその代理人によって売主に開示されたすべての技術的または商業的ノウハウ、仕様書、発明、プロセスまたはイニシアチブ、および売主が取得する可能性のある買主の事業またはその製品に関するその他の機密情報を厳重に秘密に保持するものとし、売主は、売主の買主に対する義務を履行する目的で、当該機密資料の開示を必要とする従業員、代理人または下請け業者に制限し、かかる従業員、代理人または下請け業者が売主を拘束するものとして同様の機密保持義務の対象となることを保証するものとします。

## 18. 停止

**18.1.**買主は、いつでも本契約の全部または一部を停止することができます、その場合、買主は、本契約の履行期間を合理的な期間延長するものとし、停止日に支払われるべき金額を売主に支払い、買主が負担した合理的な直接費用を売主に償還するものとします。

#### **19.環境、社会、ガバナンス（ESG）**

- 19.1.**売主は温室効果ガスの排出量と水の消費量を追跡し、削減目標を設定します。
- 19.2.**売主は、買主の公約、目標、サプライチェーンの透明性要件をサポートするため、要求に応じて、サプライチェーンの排出量を含む自社の温室効果ガス排出量の計算を買主に提供します。
- 19.3.**売主は、買主のサプライヤー監査プログラムを通じて ESG 関連の第三者監査の対象となる可能性があることを承諾します。

#### **20.終了**

- 20.1.**買主は、売主に書面で通知することにより、いつでも、いかなる理由でも、本契約の全部または一部を終了させる権利を有するものとし、本契約に関するすべての作業は中断されるものとし、買主は、終了時の進行中の作業に対する公正かつ合理的な補償金（終了が重大な違反による場合を除く）を売主に支払うものとするが、かかる補償金には、予想される利益の損失または結果的損失は含まれないものとします。
- 20.2.**売主が契約の重大な違反を犯した場合、また、救済が可能なときに書面による通知から10営業日以内に救済が行われない場合に、買主は書面による通知により即時に契約を終了することができます。
- 20.3.**売主が破産申請、清算、その債権者との和議（支払い能力のある再編を除く）に入る、任命された管財人がいる、または事業の続行（もしくは関連する管轄区域における類似の手続き）を停止する場合、買主は書面による通知により即時に契約を終了することができます。
- 20.4.**終了にもかかわらず、第5条、第7条、第15条、および第17条は引き続き完全な効力を持ります。

#### **21.一般条項**

- 21.1.**本契約は、買主の事前の書面による同意がある場合を除き、その全部または一部を売主によって移管、譲渡、または再委託することはできません。
- 21.2.**不可抗力事由によって引き起こされた契約違反については、どちらの当事者も他方に対して責任を負いません。不可抗力事由が60日間続くと、影響を受けない当事者は、影響を受けた当事者に10営業日前に書面で通知することにより、本契約を終了することができます。
- 21.3.**契約の条項の全部または一部が違法、無効、無効、取り消し可能、または執行不能であると判断された場合、その違法性、無効、無効、取り消し可能、または執行不能の範囲内で、契約は分離可能であるとみなされ、契約の残りの条項およびその残りの条項は、引き続き完全に有効であるものとします。
- 21.4.**本契約の条項の履行または部分的な履行の失敗または遅延は、いずれの当事者も本契約に基づく権利を放棄したものとは解釈されないものとします。
- 21.5.**本契約の当事者は、本契約のいかなる条項も、当事者ではない者によって強制されることを意図しません。
- 21.6.**本契約は日本法に準拠し、当事者は日本の裁判所の専属管轄権に服するものとします。